

第2章 財産保険に関する概況

1. 財産保険業界の概況

(1) 保険発展の沿革

1949年10月、中華人民共和国が成立し、新しい中国の保険事業は中国における共産党政権の成立以降にスタートした。建国初期には中国政府が政府指導の下に、残された200社の外資系保険会社および中国系保険会社を収用・統合し、中国人民保険公司（以下、PICCと略す）を設立した。また、PICCの設立後は全国に支社（分公司）を設立した。1951年には上海市の28社の私営保険会社が合併し、1952年末には上海市の私営保険会社はすべて国家と共同経営することとされた。当時、中国の保険市場においてPICCはその市場を独占していた。

「文化大革命」期にはPICCは事実上の業務停止状態に陥った。多くの子会社が解散し、総本部のわずかの渉外保険業務のみ維持していた。その後は、改革開放政策が進められ、1979年4月、国務院が保険業務の再開を指示し、同年11月、全国保険業会議を開催した際に、1980年より保険事業を再開し、国内および海外向けの保険業務を再開することを明らかにした。当時はおよそ95%の市場占有率を擁し、中国の保険市場で圧倒的な地位を占めていた。

1983年、PICCは董事会と監査会を設置し、翌年、中国人民銀行より独立し、中国人民銀行と同じ行政部門として、中国の保険市場を引き続き独占した。1986年になると、中国人民銀行の許可を得た上で、国有企業である新疆建設兵団保険会社を設立した。

このように、PICCは圧倒的な地位を占めていたが、1980年代から次第にそのシェアが低下している。

その理由として、まず、全国範囲で保険経営が可能な平安保険公司（1988年3月設立、本社は深圳市）と太平洋保険公司（1991年4月設立、本社は上海市にある）の2社の設立が挙げられる。当該2社は当時生損保を兼営し、株主は国有大手銀行や地方政府などである。国は直接所有・経営を行わないが、国有企業または地方政府からの出資という方法で、間接的に保険会社をコントロールしていた。この2社は本質的に国有企業と同一形態で、1990年代の後半に入ると、2社の市場占有率は全市場の30%を超えている。

その後、中央政府は保険市場を開放する前に、まず自国の保険会社の増加を優先したため、政府の許可を得た自国資本の保険会社の設立が相次いだ。

1996年の上半期には、当時の監督官庁である中国人民銀行が5社に保険会社の設立準備の許可を与え、1996年の下半期からすべて正式に営業を開始した。

また、中国における最大手のPICCは、これまでは生命保険（人壽保険）および損害保険（財産保険）を兼営する保険会社であったが、中国保険法が生損保の兼営を禁止したことから、生保事業と損保事業を分割することになり、その作業が1999年10月に完了した。

これにともない、PICCは中国人民保険公司（損害保険業務）、中国人寿保険公司（人壽保険業務）、中国再保険公司（再保険業務）、中保国際控有限公司（海外の現地法人の持株会社（本社は香港））の4社に分割された。

2006年8月現在、中国において保険会社とその他保険関連会社はすでに数千社存在し、その内保険グループ会社（持株会社）は6社、人壽保険会社は52社、財産保険会社は39社、再保険会社は5社、保険資産管理会社は8社、保険代理会社は1,614社、保険ブローカー会社は299社、保険査定会社は244社となっている。

(2) 財産保険事業の概況

中国では改革開放路線が実施されるまで、近代的な保険事業はほとんど展開されておらず、特に個人を対象とする財産保険はほとんど販売されていなかった。

つまり、中国では改革開放以降、1980年代から近代的な保険事業が本格的に始まったといえる。1980年代以降、保険市場は急速に成長し、その勢いは現在も続いている。2005年の国際的なデータをみると、中国は収入保険料ベースで世界11位に位置している（生保は8位、損保は12位。表2-1、表2-2 参照）。

表 2-1 2005 年度の中国収入保険料と他の国との比較

出典 「Sigma」 Swiss Re (2006 年第 5 号)

(百万ドル)

国	順位	生損保合計	国	順位	生保	国	順位	損保
米国	1	1,142,912	米国	1	517,074	米国	1	625,838
日本	2	476,481	日本	2	375,958	ドイツ	2	107,026
イギリス	3	300,241	イギリス	3	199,612	イギリス	3	100,620
フランス	4	222,220	フランス	4	154,058	日本	4	100,523
ドイツ	5	197,251	イタリア	5	91,740	フランス	5	68,162
韓国	7	82,933	韓国	7	58,848	韓国	11	24,085
中国	11	60,131	中国	8	39,592	中国	12	20,539
インド	19	25,024	インド	17	20,175	インド	27	4,848

表 2-2 2005 年度の中国保険密度・浸透率と他の国との比較

出典 「Sigma」 Swiss Re (2006 年第 5 号)

国	順位	単位:米ドル	国(地区)	順位	単位:%
		保険密度*			保険浸透率**
スイス	1	5,558.4	台湾地区	1	14.11
イギリス	2	4,599.0	南アフリカ	2	13.87
アイルランド	3	4,177.0	イギリス	3	12.45
米国	6	3,875.2	スイス	4	11.19
日本	7	3,746.7	日本	6	10.54
韓国	22	1,706.1	韓国	7	10.25
中国	72	46.3	インド	43	3.14
インド	78	22.7	中国	50	2.7
世界平均	-	518.5	世界平均	-	7.52

* 保険密度は保険料収入と人口との比である。 **保険浸透率は保険料収入とGDPとの比である。

また、2004年12月11日、中国WTO加盟から3年が経ち、保険業務範囲の制限の撤廃や

外資の市場参入と合弁保険会社の持分の緩和など様々な分野における項目が解禁されることとなった。WTO加盟後の3年間、中国の財産保険市場も大きく変わり、内国保険会社および外資保険会社が急速に増え、財産保険市場の競争は一段と激しくなっている。

(3) 生損保の保険料収入

① 収入保険料

1999年から2006年における収入保険料(生損保合計)の平均成長率は22.6%であった。近年、その成長率はやや鈍化しているものの、2006年の収入保険料は5,641億元(対前年14.5%増。およそ9兆円)となった(図2-1参照)。

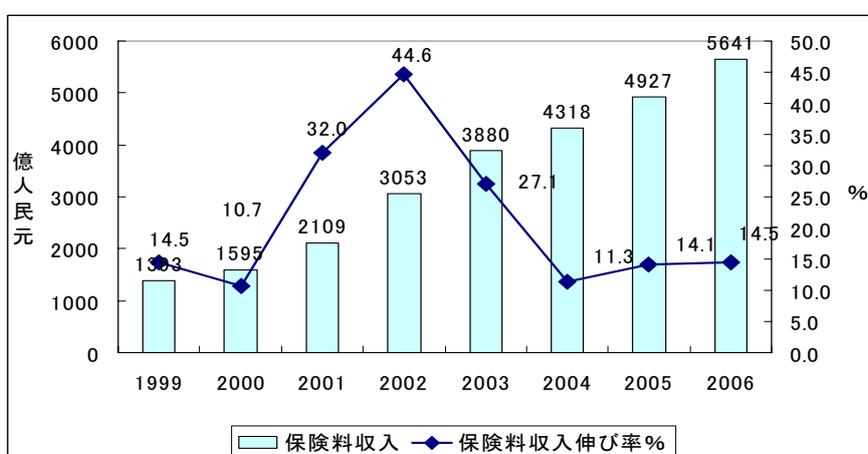


図2-1 収入保険料(生損保合計)とその成長率の推移(1999年-2006年)

出典 「中国保険年鑑」の各年度号と中国保監会のHPより作成

内訳を見ると、人寿保険(傷害保険、医療保険を含む)が4,132億元(およそ6兆1,980億円)、財産保険が1,509億元(およそ2兆2,635億円)となっている(図2-2参照)。詳細は後述する。

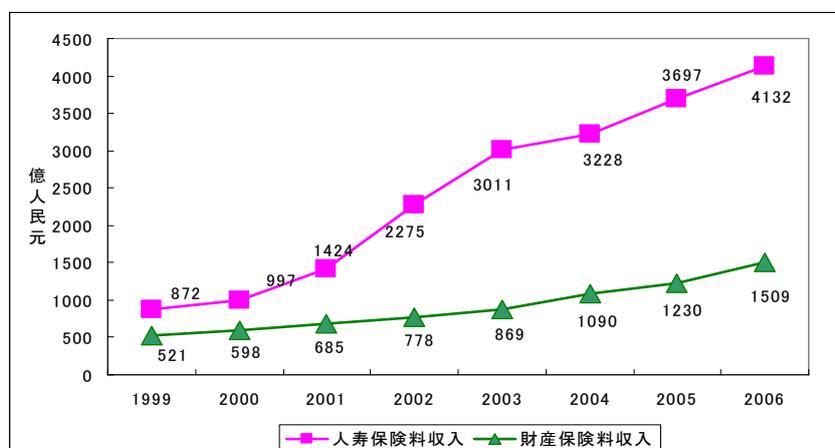


図2-2 人寿保険と財産保険の収入保険料の推移(1999年-2006年)

出典 「中国保険年鑑」の各年度号と中国保監会のHPより作成

②安定成長の財産保険

WTO 加盟後、中国の財産保険に対する規制が段階的に緩和され、市場も大きく変化した。財産保険市場の保険料収入も、2001 年の WTO 加盟後、急速に伸びている（図 2-3 参照）。

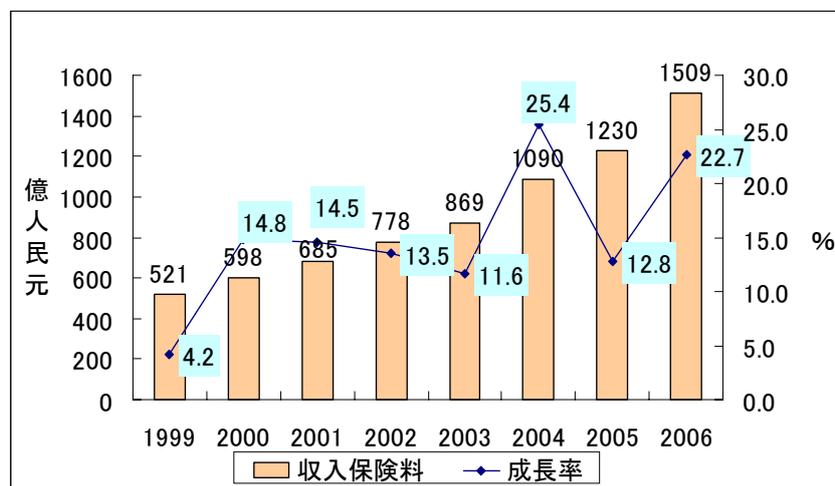


図 2-3 財産保険の収入保険料と成長率

出典 中国保監会の関連データより作成

1999 年から 2006 年までの財産保険の収入保険料の平均成長率は 16.5%であり、人寿保険の成長率には及ばないものの、2 桁成長を維持している（図 2-3 参照）。

特に、2000 年から 2003 年の成長率が 10%台前半であったのに対して、2004 年以降の成長は著しく、2006 年も 22.7%増となっている。

その要因としては、中国における昨今の経済成長に伴い、民営企業、外資系企業が急増し、法人用車を含む企業財産に関わる保険ニーズが高まっていること、自家用車保有量の急増に伴って自動車保険へのニーズが高まっていることが挙げられる。

財産保険会社数については、2005 年 1 月までで、中国系財産保険会社が 18 社であったが、2006 年 8 月には 39 社にまで増加している。

注目すべき点は、新興中国系財産保険会社のうち金融持株会社が 4 社あり、資産管理会社や信用保険会社のような専門性の高い会社も設立されていることである。この現象は中国系保険会社のグループ化が進行し、グローバル化に対応する動きが出てきているといえる。

(4) WTO加盟後における財産保険市場の変化

①急成長の自動車保険市場

1979 年、中国の経済改革後、保険事業の一部が再開された際に、自動車保険事業も同時に再開された。

収入保険料の内訳を見ると、自動車保険がおよそ3分の2を占めており(図2-4参照)、今後も、その成長が注目される。

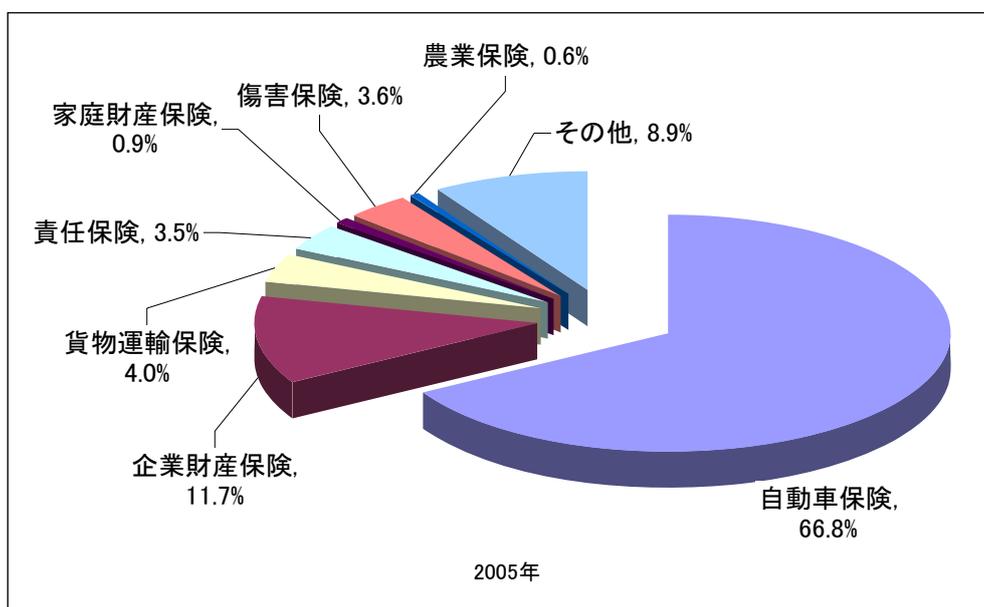


図2-4 財産保険の収入保険料の商品別内訳 (2005年)

出典 「中国保険年鑑 2006」

1990年当時、全国の民間用自動車(軍用自動車を除く)は合計551万台(人口に占める普及率は0.50%)で、このうち、個人所有車(自家用車)は、82万台であった。ところが、2005年には、民間用自動車の保有台数は3,160万台(普及率は2.43%)で、このうち、個人所有車は1,848万台に達し、1990年と比較すると、20倍以上に増加している。

このように、中国は自動車社会になりつつあるが、それに伴って、交通事情も急激に悪化している。中国政府の統計によると、2000年には、民間用自動車数は1,609万台になり、自動車交通事故の死者は93,000人を超え、自動車1万台に対する死者は、58.3人となっている(同年の日本は1.22人)。このことから中国の交通状況が決して好い状態ではないことが分かる。

上記の事情により、中国では自動車が普及すると同時に、自動車保険事業も急速に展開されている。2000年、中国の財産保険の保険料収入は608億元(およそ9,120億円)、自動車保険の収入保険料は373億元(およそ5,595億円)であり、財産保険料収入全体のおよそ61%を占めている。2005年の自動車保険料収入は857.88億元(およそ1兆2,870億円)、財産保険料収入のおよそ66.88%を占めており、2000年の自動車保険料収入の2.3倍になった。

2006年、国務院は「自動車交通事故責任強制保険条例」を公布し、同年7月1日より実施された。

② 成長の潜在力がある家財保険市場

自動車保険以外の財産保険に目を向けてみると、個人向けの住宅総合保険、家財保険はまだまだ普及していないようであり、政府系の統計年鑑では、両保険について、分野別の統計が行われていない。しかしながら、近年、中国の住宅状況は飛躍的に改善され、個人所有の住宅も急速に増えている。このような状況から、今後、住宅総合保険、家財保険の普及がどの程度のスピードで進んでいくかは、財産保険業の成長にとって無視できない要素であると考えられる（図2-5参照）。

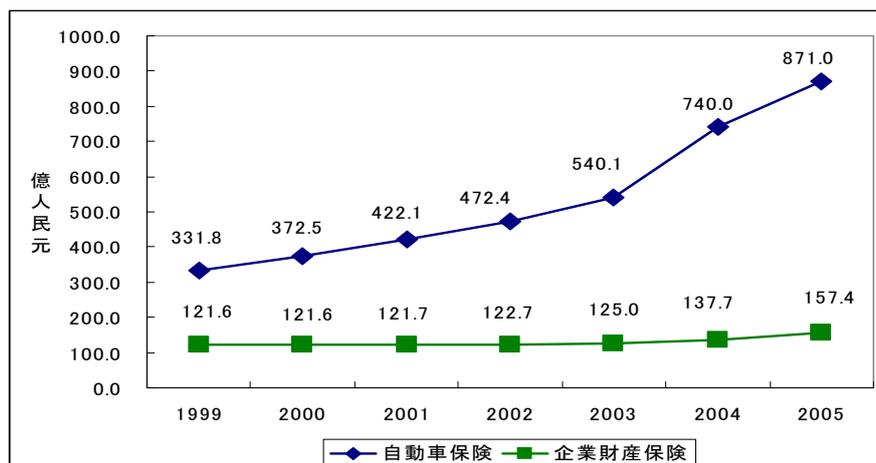


図2-5 自動車保険、企業財産保険の推移（1999年－2005年）
出典「中国保険年鑑」（中国保険年鑑編集部出版）各年号より作成

2. 現在までの巨大災害への対応

(1) 自然災害に対する商品

保険事業は1980年代後半からの業務再開後、財産保険会社の自然災害への対応は保険事業の発展とともに変遷している。

業務が再開されて間もなく、財産保険会社はすべての自然災害に対して、発生した損害に補てん責任を負うという保険商品を販売していた。ところが、近年、巨大自然災害が多発し、保険会社は、それらのリスクに対する保険責任を負うだけの力を有していなかったため、赤字経営が発生した。現在では、すべての財産保険会社は、巨大自然災害のうち、財産への損害が大きい地震について、主契約の中で免責としており、特約で担保している。

現在、財産保険会社による巨大災害への対応方法は大きく分けて2つの方法がある。一つは、家庭財産保険および企業財産保険において、一部の自然災害へ対応する方法である。上記のように、家庭財産保険または企業財産保険に関する主契約において、地震はすべて免責となっており、一部の保険会社が特約で地震保険に加入することができる状態となっている。もう一つは、農業保険において自然災害にも対応できる商品である。

(2) 過去の自然災害に対する保険会社の支払実績

地震保険に関してはその時代によって担保の可否が変化しており、自然災害についても財産保険会社による担保は、万が一巨大災害が発生すると、保険会社が経営破綻に落ち込むリスクがあるため、保険会社が独自に商品を開発し、販売することはできないとしている。

また、中国の統計当局は自然災害の保険金支払実績に関するデータは公表しておらず、中国保険監督管理委員会（中国保监会と略）が編纂する「中国保険年鑑」においても、関連データは公表されていない。

したがって、今回の調査においては、各保険会社による自然災害の支払実績に関するデータを入手することができず、分析も不可能となった。